

## 西宮市市民集会施設等指定候補者選定委員会運営要綱

### (目的)

第1条 西宮市市民集会施設等の指定管理者の候補となる団体(以下「指定候補者」という。)を選定するに当たり、最も適当な団体を選考するため、もしくは意見を聴くため、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年西宮市条例第4号。以下「条例」という。)第5条の2の規定に基づき、西宮市市民集会施設等指定候補者選定委員会(以下「委員会」という。)の運営等を定める。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に基づき、次に掲げる事項について審査し、意見を提出する。

- (1) 市民集会施設等の指定候補者を選定するに当たっての審査基準
- (2) 市民集会施設等の指定候補者として最も適当なものの選考
- (3) 市が適当と認めた指定予定者を市民集会施設等の指定候補者とすることの妥当性
- (4) その他、(1)及び(2)に関連し、市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって構成する。

2 委員は、第2条に規定する所掌事務に関し学識経験者その他の者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会が選考した指定候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を得た日の翌日までとする。

### (委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、その会議の議長となる。ただし、委員長及び副委員長を互選する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 その他、会議について必要な事項は、委員長が定める。

### (会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、公開することにより申請者の正当な利益を害するおそれのある事項を審議する場合等、西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第6条各号のいずれかに該当する情報について審議する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

### (意見聴取等)

第8条 委員会は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他議事に関係のある者に対し、出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、指定管理者を選定しようとする公の施設を所管する課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年8月1日から実施する。
- 2 西宮市市民局所管の公の施設に係る指定候補者選定委員会設置要綱(平成17年10月5日)は廃止する。

附 則

- 1 . この要綱は、平成26年4月1日から実施する。